

別表1 育成医療・更生医療を行うために必要な設備及び体制一覧

医療機関の種類	設備及び体制	
	共通	特に必要とされるもの
眼科に関する医療を担当する医療機関	1. 指定基準 (1)～(3)の とおり	
耳鼻咽喉科に関する医療を担当する医療機関		
口腔に関する医療を担当する医療機関		
整形外科に関する医療を担当する医療機関		
形成外科に関する医療を担当する医療機関		
中枢神経に関する医療を担当する医療機関		
脳神経外科に関する医療を担当する医療機関		
心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関		心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。
心臓移植に関する医療を担当する医療機関		移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。 なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設
腎臓に関する医療を担当する医療機関		血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。
腎移植に関する医療を担当する医療機関		腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。
小腸に関する医療を担当する医療機関		
肝臓移植に関する医療を担当する医療機関		移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」(※)で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。 なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。(平成20年厚生労働省告示第63号)
歯科矯正に関する医療を担当する医療機関		
免疫に関する医療を担当する医療機関	各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。	